

# 「寡婦」控除規定から見る 非婚母子世帯への差別

西 本 佳 織

(法学専攻 シビック・ガバナンス・コース)

はじめに

第1章 非婚母子世帯の分析

第1節 世帯数及び構成比

第2節 経済状況

第2章 寡婦控除規定について

第1節 寡婦控除規定の概要

第2節 「寡婦」に限定した理由

第3章 寡婦控除規定改正へ向けて

第1節 規定改正を回避する理由

第2節 国内法・国際法等との抵触

第4章 望ましい控除制度へ向けて

第1節 「ひとり親家庭」控除規定

第2節 財 源

結びに代えて

## はじめに

従前「日蔭の女」として隠すべき存在とされてきた「未婚の母」が、マスコミによって大きく報道され注目を浴びるようになったのは1970年代以降のことである<sup>1)</sup>。その後、現在に至るまで、一人で子育てをする非婚の母親とその子どもから成る非婚母子世帯<sup>2)</sup>は、全世帯に占める構成比としては低いながらもその世帯数の増加は著しい。しかしながら、依然として社会の風当たりは強く、公的にも差別され<sup>3)</sup>、経済的にも厳しいのが非婚母子世帯の現状である。

本稿の問題意識は、このような非婚母子世帯に対し、特に日常生活を送る上で経済的悪影響を与える寡婦<sup>4)</sup>控除規定に着目し、その創設背景を探り同規定の違憲性・規定改正の必要性を訴えることにある。非婚母と死別・離婚母を税制上区別する寡婦控除規定の存在に着目し問題視した先行研究が乏しい<sup>5)</sup>ため、同規定に絞り問題提起を行う本稿は、寡婦控除規定に光を当てるとともに、非婚母子世帯への差別撤廃を訴え、望ましい控除制度の導入を提唱する点でも意義あるものである。

## 第1章 非婚母子世帯の分析

本稿の考察対象である寡婦控除規定の検討を行う前提として、まずはじめに、同規定の適用対象外とされている非婚母子世帯の概況を把握する。

### 第1節 世帯数及び構成比

未婚母子世帯の世帯数<sup>6)</sup>は、現在、102,000世帯、母子世帯全体における構成比は6.7%である。各々の傾向をみると、離婚母子世帯数の増加が著しいことから構成比に関しては増減を繰り返しているが、世帯数に関しては、例えば平成18年度世帯数は昭和58年時の約2.7倍、対15年度増加率は45%（離婚母子世帯の増加率は24%）など近年の未婚母子世帯の著しい増加傾向が見て取れる<sup>7)</sup>。

また、児童扶養手当<sup>8)</sup>受給世帯数も未婚母子世帯数の増加に比例して増えている<sup>9)</sup>ことから、自ら望んで婚外子<sup>10)</sup>を出産したか否かは別としても、母親一人で子を育てようとする非婚母子世帯の増加傾向がうかがえる。

### 第2節 経済状況

現在の母子世帯の平均収入は213万円（全世帯平均収入563.8万円）、これは一般世帯を100とした場合の37.8にすぎない。預貯金額状況も「50

万円未満」が48.0%と最も多く<sup>11)</sup>、また生活保護に関しても世帯保護率(%)が131.0と、高齢者世帯(54.1)、その他(13.1)に比べ圧倒的に高い<sup>12)</sup>など、母子世帯自体がそもそも低収入<sup>13)</sup>・低貯蓄であり貧困性が高い<sup>14)</sup>世帯であるといえる。

このような中であって、特に経済的困窮度が高いのが非婚母子世帯であるが、以下ではこのことを死別・離婚・非婚母子世帯間での比較を通して示していく。

## 1 死別・生別(=離婚・非婚)母子世帯間

### 所得保障

死別母子世帯(以下、死別と表記。)に対しては、現在、国民年金制度の「遺族基礎年金」および厚生年金制度の「遺族厚生年金」が支給されており、その支給額は、遺族基礎年金額(792,100円+子の加算分227,900円の合計額)1,020,000円/年に更に遺族厚生年金を上乗せした額となる<sup>15)</sup>。一方、生別母子世帯(以下、生別と表記。)に対しては児童扶養手当が支給されている<sup>16)</sup>が、全部支給<sup>17)</sup>の場合でも(月額41,720円×12ヶ月の合計額)500,640円/年であり、死別の方が経済的に恵まれているといえる。

### 住居形態

死別の持ち家率は64.0%と比較的高いが、これに対して生別の持ち家率は31.7%と大変低い<sup>18)</sup>。そのため、多くが低収入の生別母子世帯にとって公営住宅や公団・借家の家賃負担が家計に与える影響は否定できない<sup>19)</sup>。

以上から、死別に比べ生別母子世帯の方がより経済的に苦しいことが推察される。これを受け、以下ではその生別母子世帯内での更なる比較・検討を行う。

## 2 離婚・非婚母子世帯間

### 所得保障等

#### 1. 児童扶養手当

離婚・非婚母子世帯(以下、離婚・非(未)婚と表記。)の双方が同一条件で受給できる児童扶養手当自体には、両世帯間に差は見られない。しかし、平成15年度の統計値<sup>20)</sup>を用いて各々[児童扶養手当受給世帯数/母子世帯数]を計算した場合には、母子世帯全体0.71、離婚0.78に対し未婚は0.91と、離婚に比べ約1.2倍となる。非婚の約9割が児童扶養手当を受給し、同手当支給所得制限限度額収入365万円未満の母子世帯は非婚の方が離婚に比べ1.2倍多いことから、非婚母子世帯のより高い経済的困窮度が推察される。

#### 2. 養育費

生別母子世帯にとって養育費も大きな収入の一つではあるが、婚外子の場合には父親が認知をしない限りその父親には扶養義務は生じない(民法第784条、877条1項)ため、そもそも法的な養育費の請求ができない。父親が任意認知をしない場合には婚外子やその母親は認知の訴え(同法第787条)を起こさねばならないが、しかし、認知をさせた(した)ところで養育費を支払う男性は少ない<sup>21)</sup>。養育費の支払い確保方法としては民事債務の強制執行<sup>22)</sup>などがあるが、母子自らが提訴し支払いを請求せねばならないなど、時間・費用そして精神的にも負担が大きい。

一方、イギリス・スウェーデンなどでは、父母の婚姻関係の有無に関わりなく法的に父親とされている男性は養育費支払義務を負う。養育費不払いの父親に対しては行政が強制的に徴収する制度が整えられている<sup>23)</sup>が、そのような制度のない日本では婚外子の養育責任は事実上その母一人が負い<sup>24)</sup>、特に、場合によっては認知請求からせねばならない非婚母の方がその負担は大きいといえる。

#### 3. 収 入

日本労働研究機構(JIL)の調査研究報告書によると、各母子世帯の平

均年間勤労収入（平成13年実施）は死別247.4万円，離婚245.4万円，非婚233.7万円であり，社会保障給付を含む全ての収入を表す平均年間収入（平成10年）では死別288.1万円，離婚219.5万円，非婚171.1万円と，非婚が最も低収入であることを示す結果となった<sup>25)</sup>。

### 就業・居住状況等

母子世帯の就業率は，一般的に，母子世帯「前」は低くとも「直後」から「現在」に至るにつれ上昇する。しかし，非婚母の場合は母子世帯になることで21.3%が「仕事をやめ，無職になった」（離婚5.9%，死別6.3%）など，死別・離婚母とは異なり職を失う傾向にある<sup>26)</sup>。居住状況に関しては，湯澤直美氏による非婚母子世帯調査結果<sup>27)</sup>から，非婚母は妊娠・出産を契機として同居男性・家主・会社・生育家族等から直接（間接）的に住居退去を迫られるケースがみられた。また，身内・親族による私的支援に関しても嫡出制の規範<sup>28)</sup>の強さなどから支援が受けにくいと言え，平成9年母子寮入所世帯数及び平成14年母子生活支援施設入所世帯数<sup>29)</sup>を用いて各々〔母子寮・母子生活支援施設入所世帯数合計／母子世帯数〕を計算した結果，離婚0.0048に対し非婚0.012と離婚の2.5倍にもなるなど，私的支援が得られず「社会的支援を要するような生活困難を抱えている」<sup>30)</sup>非婚母子世帯が多いことがうかがえる。

以上の死別・離婚・非婚母子世帯間の比較・検討を通して，概括すれば，経済的・社会的に厳しい現状にある母子世帯の中でも，特に非婚母子世帯の経済的基盤の脆弱性及び困窮度の高さが明らかになったといえる。

## 第2章 寡婦控除規定について

前章では非婚母子世帯の厳しい経済状況を概観してきたが，本章ではその経済状況に大きな影響を及ぼしていると考えられる，本稿の検討対象で

ある寡婦控除規定について詳しくみていく。

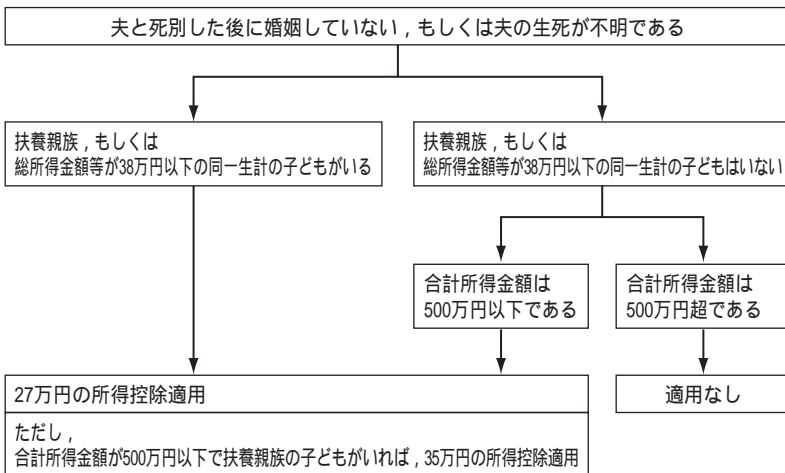
## 第1節 寡婦控除規定の概要

### 1 規定内容

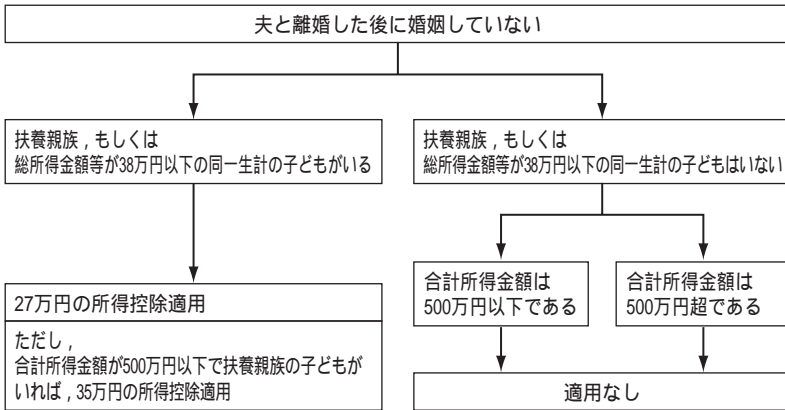
「寡婦」控除規定とは、居住者が「寡婦」に該当する場合に、所得税に関しては27万円（扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下である特定の寡婦は35万円/特定寡婦控除）、地方税に関しては26万円（特定の寡婦は30万円）が所得控除<sup>31)</sup>される制度である（所得税法81条、租税特別措置法41条の17第1項、地方税法314条の2第1項8号及び第3項）。右控除の対象となる「寡婦」とは、夫と死別もしくは離婚した後婚姻していない者又は夫が生死不明の者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にするその所得が基礎控除額以下の子を有するもの、のほか、夫と死別した後婚姻していない者又は夫が生死不明の者で政令で定めるもののうち、前年度合計所得金額が500万円以下であるもの<sup>32)</sup>をさす（所得税法2条1項30号、所得税法施行令第11条、地方税法第292条1項11号）。

所得税の場合

〈チャートシート〉



「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別（西本）



出典：依田（石田）公認会計士・税理士事務所

<http://www.yodacpa.co.jp/info/z062kafu-kafu.htm>(visited at 12/12/2007)

## 2 創設目的および変遷

寡婦控除規定は、第2次世界大戦によって生計の柱であった夫を失った戦争未亡人<sup>33)</sup>が、家に残された扶養親族・子どもを抱えながら所得を稼得する際に通常の場合に比べ色々と追加的費用を要することを考慮し、(子どもを扶養するという点では既に配慮(扶養控除)があるため)その追加的費用を負担する<sup>34)</sup>という観点から昭和26(1951)年に創設されたものである。右控除は当初、いわば国家補助的な性格を有するものであり所得の大小にかかわらず同額とすべきとの観点から税額控除とされていた<sup>35)</sup>が、その後、税額控除だと簡単に引き上げにくく納税者にもその制度が分かりにくいといった指摘があった<sup>36)</sup>ことから、昭和42年に税制の簡素化の観点等から所得控除に変更された<sup>37)</sup>。その後、平成元年には、特に女手一つで子どもを抱えながら家庭を支えている低所得母子世帯に配慮するために<sup>38)</sup>、さらに8万円の特別加算が行われている(特定寡婦控除の創設)。

### 3 寡婦控除が有する問題点の指摘

問題点 : 婚姻歴の有無で寡婦控除適用の有無が分かれる

上述したように、寡婦控除は法律上「妻」であった女性、つまり「一度は婚姻届を出し、婚姻制度の中に入った」ことのある女性に適用される。そのため、例えば、非婚で子どもを生んだ後に子の父とは別の男性と婚姻届を出し離婚した母子世帯や、離婚後に別の男性の子どもを非婚で生んだ母子世帯には適用されるのに対し、一方で、生活実態はこれら母子世帯と全く変わらないにも拘らず一度も婚姻歴のない非婚母子世帯にはこの規定は適用されない<sup>39)</sup>。

これは、非婚母を親にもつ婚外子の立場から見た場合にも大きな意味を持つ。婚外子差別問題の一つとして相続分差別(民法第900条4項但書)の問題があるが、同差別は、母親の婚姻歴の有無に関係なく自分が婚外子として出生した以上は不利益を被るのに対し、寡婦控除の場合は、母親に婚姻歴があれば自分が婚外子であっても寡婦控除による不利益を被ることはない。その一方で、婚姻歴のない母親を持つ婚外子は寡婦控除による不利益を直接被ることになる。つまり、寡婦控除規定は、母親に婚姻歴があるか否かで婚外子間においてさえ差別を引き起こすという複雑な問題を抱えているのである。

問題点 : 寡婦控除が及ぼす派生的影響

寡婦控除は様々なところで所得算定の際に使用されている。同控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の非婚母子世帯の場合、死別・離婚母子世帯と同収入であっても課税対象額が35万円(地方税:30万円)多くなるためにその分所得税・地方税が高くなる。そして、寡婦控除の影響はそれだけに止まらず保育料、母子家庭への医療費支給<sup>40)</sup>や公営住宅の家賃<sup>41)</sup>等にも及ぶため非婚母子世帯と他の母子世帯間での経済的格差は拡大する<sup>42)</sup>。また、2002年の児童扶養手当法改正までは児童扶養手当の算定基準にも寡婦控除が適用されていた<sup>43)</sup>ため、ここでも格差がみられた。



では、実際の程度の差が寡婦控除適用の有無で生じるのか、所得税・地方税・保育料の3点に絞って計算してみる（京都府の場合）。

差額計算

- 前提条件：1. 京都府京都市に住所を有する非/離婚の母親と2歳の幼児1人の計2人世帯  
2. 母親の前年度所得は給与収入のみ220万円<sup>44)</sup>  
3. 所得割の課税標準は、総所得金額のみ  
4. 所得控除は寡婦控除（特定寡婦）、基礎控除及び扶養控除（一般扶養親族）のみ  
5. 税額控除はないものとする

なお、所得・個人住民税額の計算式は、{(前年の収入金額 - 給与所得控除額<sup>45)</sup>) - 所得控除} × 税率である。

所得税<sup>46)</sup>：

所得割税率10%，寡婦控除35万円，基礎控除38万円，扶養控除38万円をもとに計算すると，

- (a) 離婚母子世帯 2.5万円      (b) 非婚母子世帯 6万円

よって、非/離婚母子世帯の所得税の差額は3.5万円である。

個人住民税<sup>47)</sup>：

府民税所得割税率4%，市民税所得割税率6%，寡婦控除30万円，基礎控除33万円，扶養控除33万円をもとに計算すると，

- (a) 離婚母子世帯 4万円      (b) 非婚母子世帯 7万円

よって、非/離婚母子世帯の個人住民税の差額は3万円である。

保育料：

京都市における保育料は、児童と同一生計の扶養義務者全員の前年分の所得税（又は前年度分市民税）と児童の年齢及び保育時間帯等により階層的に決定される<sup>48)</sup>。各々の保育料（2007年度<sup>49)</sup>は，

- (a) 離婚母子世帯

寡婦控除適用により所得税額は2.5万円、よって保育料は

月額 19,300円

(b) 非婚母子世帯

寡婦控除不適用により所得税額は6万円、よって保育料は

月額 24,000円

よって、非/離婚母子世帯の保育料の差額は月額4,700円、年額換算すると56,400円となる。

以上 から、非婚と死別・離婚母子世帯間の差額は計121,400円となり、収入及び家族構成が同一であっても非婚母子世帯は寡婦控除が適用されないことから毎年右額の経済的不利益を被ることになる。

また、差額121,400円を時給942円<sup>50)</sup>で労働時間に換算した場合には約128.9時間の差となるが、例えば乳幼児期は子どもの人間形成に関わる重要な時期であり、かつ親子の交流は日常親子が接触する機会をもつことによつて深められること<sup>51)</sup>を考えれば、経済面以外の部分でも寡婦控除が非婚母子世帯に与える影響は否定できない。

問題点 社会保障分野への影響

児童扶養手当、健康保険といった社会保障に関連する立法では、その殆どが生活実態を重視し、実態に即した取扱いとなっている<sup>52)</sup>。しかし、寡婦控除規定が上述したような算定基準として使われる場合には生活実態に即さないといった矛盾が生じる。その例として保育料が挙げられる。

保育料は保護者の前年度所得(又は住民)税や子どもの年齢等を自治体が定める保育料表に照らし合わせ決定・徴収されるわけだが、市町村は児童福祉法第56条3項を受け「家計に与える影響を考慮」した上で独自の金額を決定し保護者からその保育料を徴収することになる。そして、費用は保護者の負担能力に応じて徴収すべきものであるから、保護者の収入額に応じて費用の徴収額を定め、かつ実質的な生活程度ないし水準を勘案して「負担の公平を図るべき」だといえる<sup>53)</sup>。

したがって、同収入・同家族形態の非婚・死別離婚母子世帯を想定した場合、同じ生活実態である以上は市町村は同額の保育料を徴収すべきことになるが、しかし、いくら市町村が負担の公平を図ろうとして家計に与える影響を勘案した上で独自の金額を決定し保育料表を作成しても、寡婦控除を適用した上で前年度所得税（住民税）額を基に区分けする以上は非婚・離婚母子世帯間では保育料徴収額に差が生じてしまい、生活実態に即した保育料支払いとはならない。税法上の差別的取扱いの処理を自動的に社会保障制度に取り入れたがゆえに生活実態を重視する社会保障領域にまで弊害が及ぶことになり、当然、問題視せざるを得ない。

## 第2節 「寡婦」に限定した理由

以上、寡婦控除規定の概要を把握するため、同規定に関する項目およびその問題点を取り上げてきた。本節ではさらに、寡婦控除がその適用範囲を限定しているがゆえに問題を引き起こす結果となったことを踏まえて、寡婦控除創設時に適用範囲を戦争未亡人（＝婚姻届提出経験者）に限定するに至った理由を、（当時の創設背景に関する資料が得られなかったことから）独自の見解に基づく「仮説」として展開していく。

まず、下図の婚外子出生数及び割合から推察するに、戦前・戦時中にお

嫡出でない子の出生数及び割合

	出生数	割合
1925年	151,448人	7.26%
1930年	134,221人	6.44%
1940年	86,820人	4.10%
(参照：最低値) 1978年	13,164人	0.77%
(参照：最新値) 2006年	23,025人	2.11%

(注) 『人口統計資料集2008』67頁 表4-19を著者が簡易化して作成したもの

出典：国立社会保障・人口問題研究所（編）『人口統計資料集 2008』67頁（国立社会保障・人口問題研究所，2008）

いては、婚外子を有する母子世帯の存在は現在に比べて大きかったものと思われる。

このように多くの婚外子が存在した背景には、当時の日本が内包していた、婚外子の母が出現しやすい社会的要因が関係する。その要因としては、長子単独相続制を中心とする「家」制度<sup>54)</sup>堅持のための嗣子確保手段として、「妾」の存在が正当化され社会的にも肯定されていた<sup>55)</sup>こと、及び明治民法の婚姻障害規定による内縁関係の発生<sup>56)</sup>、の2つが考えられる。

したがって、左の事由により婚外子を抱えていた多くの母子世帯にとって、終戦後の男性を失ったことによる経済的困窮度は(法律上の妻及び子から成る母子世帯同様に)高かったはずである。しかし、それにも拘らず、寡婦控除は創設時その救済範囲をあえて法律上の妻に限定したのであるが、以下、その限定した背景をめぐって仮説を展開する。

仮説 戸籍制度との関係：届出の間接的強制

寡婦控除は、母親の婚姻歴の有無で婚外子間でも差別が生じていることは、第2章1節で既述したとおりである。したがって同控除には、相続分差別規定(民法900条4項但書)のような法律婚家族の保護・婚外子出生の抑制といった側面があるとは考えにくい。そこで、この規定が担う役割とは婚姻届提出の間接的強制ではないかと推測する。では、なぜそこまで国は届出を強制させたいのか考える必要があるが、これはおそらく戸籍制度との関連性が強いものと思われる。

戸籍制度の特徴の一つとして、戸籍には国家権力による人民管理の台帳という側面がある。この人民管理の台帳として機能するには正確に個々人の身分関係の変動を反映する必要がある、そのため婚姻による人の異動を把握することを目的として、婚姻届の提出(=戸籍への登録)を婚姻成立の要件とする「届出婚主義」が戸籍制度を補完するものとして導入されたという経緯がある<sup>57)</sup>。

しかし、婚姻届を出さない事実婚カップルが多く存在すると、婚姻による人の異動を正確に把握しきれないため戸籍制度の維持が危ぶまれる可能性がある。そのため国は、婚姻届未提出状態で子どものいる事実婚の女性に、事実婚解消後のことを考えて、婚姻届を出した方がメリットだと思わせることで届出を促す、あるいは事実婚をそもそも選択せず婚姻制度内に入るように事実婚を差別する法律の一種として、寡婦控除を創設したのではないだろうか。つまり、事実婚を選択予定あるいは選択している女性に婚姻届を出させるための対策として婚姻届提出経験の有無で差別を導入した結果、その影響を非婚母子世帯も被る結果となったのではないかと推測する。

仮説 妾制度の撤廃：一夫一婦制の確立

妾制度の存在により明治民法下における一夫一婦制度は形式的なものでしかなく、明治政府による妾制度の撤廃<sup>58)</sup>は実質的には不完全に終わった。しかし、その間も政府の中には従前からの妾の存在を害悪視するとともに近代国家により近づくべく完全なる一夫一婦制度の確立を目指す考え<sup>59)</sup>が根底に残り続け、それが「家」制度の廃止・夫婦の貞操義務が明記された新民法の公布により実現したため、一夫一婦婚主義の考え方をさらに広く一般に浸透させるための誘導手段のひとつとして、寡婦控除の適用範囲が法律上の妻に限定されたのではないかと推測する。

仮説 国家負担の軽減：扶養義務の発生

一般的に扶養の方法は私的扶養と公的扶助に分類されるが、わが国では公的扶助に優先させて、扶養は親族相互間で助け合いによって賄うという私的扶養が第一義的とされている<sup>60)</sup>。現行民法では、扶養義務は第877条1・2項で規定されており、同条2項は、家庭裁判所が特別に扶養義務を拡大することができる場合を定めているにすぎないとしても、「三親等内の親族」の範囲は戦前の扶養義務よりも広く、現行民法は明治民法よりも広い扶養義務を認めている<sup>61)</sup>。このような広範囲の扶養義務<sup>62)</sup>を認めるこ

とは、親族や家族のなかで「福祉」を行うべきだ<sup>63)</sup>との考え方を強めることにもなり、国はその身内・親族＝妻・嫁を想定し、未婚・事実婚の女性をその私的扶養を担う親族へとさせる意図を持って、婚姻届提出経験のある女性を有利に扱うことで届出の誘導を行うべく寡婦控除の適用範囲を法律上の妻に限定したのではないだろうか。

国が私的扶養を身内女性に担わせようとする姿勢は、例えば、配偶者死亡後に姻族(＝配偶者の血族)関係終了の意思表示をした場合に同関係が終了する旨を規定した民法第728条2項からもうかがい知ることができる。同規定は、新民法創設時に立法者が明治民法の発想<sup>64)</sup>をひきずり、姻族との間に扶養関係を認める途を残すために(具体的には、夫の死後も妻が舅姑の老後をみることを時には義務づけるため)、死亡によっても当然には姻族関係は終了しないとしたものであり、現在も姻族関係終了の届出をしない限り自動的に姻族関係は消滅せず、直系血族及び兄弟姉妹のみならず、三親等内の親族に対しても扶養義務を残したままである<sup>65)66)</sup>。

短期間であっても家庭内福祉を妻・嫁が担えば、国が本来負うべき役割の範囲は縮小し福祉の費用負担も軽減される。そのため、寡婦控除の適用範囲の限定は、妻・嫁を確保し福祉実施の責任を彼女らに転嫁する目的で、子どもを持つことを希望する未婚女性・事実婚女性に対して「結婚を一度でもすれば、結婚後に離・死別母子世帯になるうとも、寡婦控除という(非婚母子世帯には無い)優遇政策が認められる」ことをアピールする意図があったものと思われる。

1947年民法改正で、親族相互助け合い義務(730条)、姻族間の扶養義務(877条2項)が新たに付け加えられ<sup>67)</sup>、その後には寡婦控除規定が創設された歴史的流れもこの仮説を傍証するものと推察する。

#### 仮説 実務上の問題

寡婦控除は、経済的な柱であった男性を失った母子世帯の負担軽減のために創設された規定であることは既述の通りである。仮に母子世帯すべて

を適用対象とした場合、事実婚のような経済的支援を行う男性を持つ母子世帯を控除適用対象外とするためには法律婚にない全母子世帯の実態調査を行わなければならない。しかし、それは租税徴収費用の増加をもたらす税務執行上も混乱を生じさせる恐れがあることから、戸籍の記載等で一律明確に母の有様が把握できる法律上の妻に限定したのではないかと推測する。

以上、寡婦控除規定がその適用範囲を法律上の妻に限定した根拠を独自の仮説として展開してきたが、しかしながら、実際には、その当時の社会状況が大きく影響したものと考えられる。

まず、税法の分野では、シャープ勧告（1949年）に基づく税制の全面的改革が1950年に行われており<sup>68)</sup>、戦後の日本の租税制度を大きく変えたこの改革の実施翌年に寡婦控除規定が創設されたという事実は注目に値する。

また、当時、戦争未亡人の問題が大きな社会問題となっていたことにも留意する必要がある。戦時中、「英霊の妻」として国に保護されていた戦争未亡人は、戦後のGHQ（連合国軍総司令部）の占領政策によりそれまで支給されていた扶助料が1946年から1953年まで支給停止となり<sup>69)</sup>、約60万人とも言われた戦争未亡人<sup>70)</sup>は生活手段を得ることが困難な状況下で扶助料という主たる経済的支柱を失うことになった。戦後の不況と激しいインフレーションに加えてのこの支給停止は戦争未亡人母子の生活を社会の底辺に落とす結果となり<sup>71)</sup>、困窮を極めた未亡人たち<sup>72)</sup>は広く未亡人運動を展開した（49年時点で2000を越える未亡人会が活動）。このような活動を背景として1949年5月に「遺族援護の関する決議」が衆議院で、「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が参議院で各々採択された<sup>73)</sup>わけだが、特に後者の決議の七<sup>74)</sup>には速やかなる税制上の救済策の実施が規定されており、その救済策として導入されたのが寡婦控除であったと思われる。

このように、未亡人の運動に押される形で戦争未亡人の税制上の救

済策が必要になったこと、その戦争未亡人の大半が法律上の妻であったこと<sup>75)</sup>、および寡婦控除創設時はまさにシャウブ税制確立期(1950-1952年)<sup>76)</sup>にあたるため、税法分野も混乱していたことから、法律上の妻たちの救済策を実施し保護を行えば直面する問題の解決が図れると考え、「とりあえず」という形で寡婦控除の適用範囲が法律上の妻(=婚姻届提出経験者)となったものと推測される。

### 第3章 寡婦控除規定改正へ向けて

第2章では、寡婦控除創設の目的・変遷を辿り、適用範囲を限定するに至った背景の検討を行うなど寡婦控除規定の概枠を考察してきた。そして寡婦控除のもつ問題点も同章において強く指摘したわけであるが、本章ではそれを受けて、これまで右規定が改正されてこなかった理由を検討し、さらに寡婦控除規定を法的レベルから捉えその違憲(違法)性を指摘する。

#### 第1節 規定改正を回避する理由

非婚母への寡婦控除適用を求める請願<sup>77)</sup>及び委員会での要望発言<sup>78)</sup>にも拘らず、依然として適用範囲の拡大は実現されていない。その理由を考えるに、寡婦控除がその適用範囲を限定した理由(仮説)の一つとして国家負担軽減の側面があることは前章第2節で触れた通りであるが、近年の高齢化・社会保障費の増大化を受け、少しでも家庭内介護を期待する国側<sup>79)</sup>としては、介護の担い手である身内女性を増やすためには婚姻に伴う優遇措置のひとつといえる寡婦控除規定の適用範囲を拡大改正(又は廃止)できなかつた、とも考えられる。無論、この見解も推測の域をでるものではないが、以下では、国会会議議事録から見つけることのできた寡婦控除規定の改正を回避する理由2つを挙げる。



1 改正をしない理由（理由 の下線および括弧内の加筆は筆者によるもの。）

理由：非婚母に対する国民意識の問題

「……いわゆる未婚の母ということについてこの寡婦控除の対象に含める、対象を拡大していくということについては、これまでも非公式にいろいろ意見を聞いてみておりますけれども、直ちに社会的な合意になるということは難しい状況ではなからうか、そう考えております」

参議院厚生委員会 10号 平成5年5月13日 清水康之政府委員の発言

理由：実務上の問題、プライバシー侵害の問題

- ・「事実上そういう関係（＝婚姻関係）があったものかどうかというのを正しく把握するというにはある意味においては個人のプライバシーにも関することではないかなというふうに考えますので、……」

衆議院予算委員会第2分科会 昭和61年3月6日 竹下国務大臣の発言

- ・「……実態調査をしなければならない。余りそういうところまで税務署が立ち入るといのはどういふものかというような問題とも絡んでいる問題でございますから、……」

衆議院大蔵委員会 13号 昭和56年3月20日 渡辺国務大臣の発言

2 検 討

しかし、上記2つの理由は、これまで規定改正を行わなかった理由としては不十分である。以下、各理由を検討する（検討番号と理由番号は対応）。

検討①：「社会的な合意が得られない」とは「自ら非婚母子世帯になることを選択したような母親を救済する必要はない、不利益は仕方がない、との考え方がいまだ世論の大半を占めている」ということを意味するものであれば、それは現在の社会構造に対してあまりに認識不十分な考え方である。

既に第1章でみたように、母子世帯、特に非婚母子世帯の貧困度は他の家族形態に比べても非常に高い。母子世帯の85%は就労しているが<sup>80)</sup>、しかし収入は一般世帯の4割にも満たないなど母子世帯の生活難は一向に改善されていない。そのような中で、非婚母子世帯に対して何ら社会的配慮を行わずともその生活が安定するならまだしも、「母子世帯の貧困・低所得の現況は当事者の自助努力では解消困難な社会構造的課題」<sup>81)</sup>となり、もはや社会的配慮無くしては生活維持が困難な状態にまで非婚母子世帯が追い込まれた今、国は、非婚母の自己選択を理由として、これまで社会構造の是正を積極的に行わなかったことへの責任を回避することは許されない。したがって、貧困解消に取り組む責任を負う国としては、少なくとも問題が解消されるまでは非婚母子世帯に配慮する義務があり、寡婦控除適用で非婚母子世帯の経済状況が改善する余地がある以上は、世論如何を問わず非婚母子世帯にも控除が適用されるよう改正を行わなければならない。

検討：確かに、法律婚のように明確に家族形態の分類ができない場合には個別に実態調査を実施し判定しなければならない為、費用・時間の問題とともにプライバシーの問題も関わってくる。しかし、非婚であるか否か(事実婚ではないか)は、児童扶養手当証書を提出することで解決を図ることができる<sup>82)83)</sup>。つまり、児童扶養手当は(寡婦控除と同様に)事実婚にある母親には支給されないため、同手当の支給前調査によって事実婚にある母親が排除されることを利用すれば、同手当の受給証書が非婚母子世帯であることの証明になりうるのである。

第3章でもみたように、そもそも寡婦控除は、戦後の混乱期のなかで戦争未亡人の税制上の救済策として導入された経緯もあり、時代遅れの控除制度である。死別母子世帯も減少し続け、もはや寡婦控除の改正を回避し、異なる取扱いを正当化するに足る理由が見当たらない今、早急に非婚母子世帯への適用を目指し、適用範囲拡大に向けた規定改正を行うべきである。

## 第2節 国内法・国際法等との抵触

次に、寡婦控除を法的側面から検討する。

### 1 税の基本原則との関係

まずはじめに、寡婦控除規定は税の基本原則である公平性、特に「水平的公平性」に反している。「水平的公平性」とは「経済力が同等の人々（家庭）には同等の負担を求めること」<sup>84)</sup>をいうが、これまで何度も指摘してきたように、寡婦控除の適用の可否で同一の経済力であっても納付税額等に差が生じていることから、寡婦控除はこの「水平的公平性」を阻害していると言える。

次に、非婚母・婚外子の視点に分けて各々の権利の侵害性について検討する。

### 2 非婚母の視点：ライフスタイルの自己決定権

現行法においては自己決定権<sup>85)</sup>を直接規定する条文はないが、憲法13条が個人の尊重と幸福追求権を保障していることからこの条文の根底には自己決定権の発想があるといえる。そして、この自己決定権の一つとして「ライフスタイルの自己決定権」を考えることができるが、佐藤幸治教授によれば「人格的生存にとって不可欠なもの」<sup>86)</sup>は憲法上の保障を受けることができるため、「非婚の母」という生き方を自ら主体的に選択した非婚母にとって、このライフスタイルは自己の人格と深く結びつき人格的生存に不可欠なものである以上、当然自己決定権の範囲に入るものである。このようにライフスタイルの自己決定権が憲法上の保障を受けるとすれば、所得・地方税法（寡婦控除）がある特定のライフスタイル（＝婚姻歴のある母子世帯）のみを優遇することは許されないことになり<sup>87)</sup>、婚姻届提出如何で非婚母のもつ「ライフスタイルの自己決定権」および幸福追求権を侵害する寡婦控除規定は憲法13条に反する。また、税法上の取扱いを婚姻

歴の有無だけで(生活実態が同じであるにも拘らず)非婚母を差別し不合理な取扱いを行うことは、憲法14条にも反するものである。

同様の趣旨により、以下の国際法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条、世界人権宣言第1、2、7条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第26条にも抵触する。

### 3 婚外子の視点：等しい生活の保障

児童福祉法1条2項は、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定する。非婚母に養育されている婚外子からすれば、同一の世帯収入・生活実態であっても寡婦控除が認められないため、婚姻歴のある母を持つ婚内子・婚外子に比べ世帯収入が減少することになる。経済的に最も貧困性が強い非婚母子世帯にあって寡婦控除がもたらす影響は大きく、生活・教育等あらゆる面で非婚母の婚外子は不利益を被ることになるため、「ひとしくその生活を保障」されるとはいえない。

また、寡婦控除は子どもが婚内子の場合には適用されるのに対し非婚母をもつ婚外子には適用されないことから、これは婚外子の意思や努力では如何ともし難い事由による差別であり、憲法14条が禁止する社会的身分による差別にあたる。

同様の趣旨により、以下の国際法、児童の権利に関する宣言第1条、児童の権利に関する条約第2条、世界人権宣言第1、2、7、25条、市民的及び政治的権利に関する国際規約第24、26条にも抵触する。

非婚母子世帯を選択するのは個人のライフスタイルの問題であり、いかなる生き方を選んだ女性にも幸福を追求する権利がある。また、母子世帯に至った原因や両親の婚姻関係に関わりなく、すべての子どもには心身ともに健やかに発達する権利がある<sup>88)</sup>。寡婦控除はこのいずれの権利をも侵害するものであり、早急なる規定改正が求められる。

## 第4章 望ましい控除規定へ向けて

これまで各章において、非婚母子世帯は、母子世帯の中でも特に貧困性が高いにも拘らず寡婦控除によって生活一般面において広く不利益を被っていること、寡婦控除適用に際し発生する実務上の問題は解決可能であること、寡婦控除は税の基本原則である水平的公平性を阻害し、かつ国内法・国際法に抵触していること、以上3点を明らかにし、早急な規定改正が必要であることを指摘してきた。そして最後に、本章では、右問題を解決するための望ましい控除規定のあり方および控除規定導入に際し発生する費用負担問題の解決に向けた検討を行う。

### 第1節 「ひとり親家庭」控除規定

寡婦控除規定は、その適用範囲を婚姻歴のある女性に限定しているがゆえにすべての問題を引き起こす原因となっている。そのため、諸問題を解決し違憲状態を解消するには、規定の適用範囲を生活実態にあわせた控除規定へと拡大する必要がある。そこで、従来の「寡婦」に限定した控除規定を改め、非婚・離婚・死別を問わず、また男女を問わずすべてのひとり親世帯へ適用する「ひとり親家庭」控除へと改正することを提案する<sup>89)</sup>。そしてさらに、「ひとり親家庭」控除の望ましいあり方を考えるため、以下で適用要件および控除形態について検討していく。

#### 1 適用要件

適用要件に関しては、現在、男女平等の税制が望ましいとして簡素化の観点からも特定の寡婦控除規定を廃止してはどうかとの意見がある<sup>90)91)</sup>。しかし、母子世帯の平均年間収入が213万円であるのに対し父子世帯の平均年間収入は421万円〔平成17年〕<sup>92)</sup>と、両世帯間には大きな収入差がみられ租税負担能力に差があることから、控除額には母子・父子間で差を設け

たままでよいと考える<sup>93)</sup>。ただし、特定の寡婦に該当しない場合は、現行法では扶養親族等を有するものであれば合計所得金額のいかんによらず寡婦控除が適用されるため、この点に関しては控除が経済的に困窮している世帯を救済するものだと考えて、母子・父子ともに合計所得金額を500万円以下として統一してもよいと考える。

以上をまとめると、適用要件に関しては母子・父子世帯ともに所得制限額を設け統一し、控除額については母子が35(30)万円、父子が27(26)万円とすることを提案する。

## 2 控除の形態 所得控除か税額控除か<sup>94)</sup>

第2章1節でも述べたように、寡婦控除は現在、所得控除の形で行われている。税負担面から見ると、所得控除は高額所得者ほど実際の税負担軽減効果が大きいことから低額所得者に不利に働く一方で、税額控除は低額所得者ほど税負担軽減効果が大きくなることから応能負担原則に適合した控除方式であり、さらに所得税率の軽減が行われると所得換算した場合の控除額が増加することから、税率の軽減とともに税負担の軽減を図ったのと同じ効果が得られるため、税額控除は低所得者層に対する救済となりうる<sup>95)</sup>との見解がある。税額控除に関しては計算が複雑になるなど問題点もある<sup>96)</sup>が、低所得者層である母子世帯を少しでも救済できるよう税額控除での「ひとり親家庭」控除規定の導入を提案する。

## 第2節 財 源

以上、「ひとり親家庭」控除規定の導入に向けて規定内容を詳細に検討してきたわけだが、同控除を導入した場合には従来の寡婦控除よりも控除適用範囲が拡大されるため、当然その分だけ税収が減ることになる。そのため、その減税収分を誰が負担すべきなのかを考える必要がある。その一つの解決策として、ここでは、養育費の強制徴収制度の創設を提案する。そこでまず、養育費の強制徴収をここで提案する理由を現行の児童扶養手当

制度のもつ問題点を指摘しながら述べていく。

児童扶養手当は、死別母子世帯に対する母子福祉年金の補完的制度として創設されたこともあり、生活保持義務を有する別れた父の存在やその扶養を考慮した制度には実際上になっていない。そのため私的な扶養義務の履行と無関係に一般国民の負担で生別母子世帯の支援を行うことになり、児童扶養手当法2条2項に「扶養義務の程度又は内容を変更するものではない」との規定があるにも拘らず、実質的には児童扶養手当が私的扶養責任の肩代わりの役割を果たしている<sup>97)</sup>。実際、第1章第2節で既述したように、日本はスウェーデン<sup>98)</sup>やアメリカ<sup>99)</sup>・イギリス<sup>100)</sup>とは異なり養育費を強制的に取り立てる（＝男性の養育責任を追及する）制度が十分に機能していないため<sup>101)</sup>、養育費を得られず経済的に困窮する母子世帯への所得保障として児童扶養手当は公費を財源として現在も機能している。これは「児童の権利に関する条約」第27条2項にあるように、本来第一義的な義務を有する別れた父親の扶養義務の履行などに負のインセンティブを与え、無責任な対応を助長する可能性をも生じさせている<sup>102)</sup>。

そのため日本でも父親の養育責任を全うさせるよう、スウェーデンなどのように父親の扶養義務化・強制徴収制度を設けるなど、養育費の支払い履行確保のための実効性ある制度を整備すべきだと考える。そしてこの制度を整備することが、ひいては前節で検討した「ひとり親家庭」控除適用に際して発生する税の減収分を補っていくことになるのである。もちろん、養育費の8割が所得として児童扶養手当支給額の算定に使われている現行法では、養育費の強制徴収を実施し母子世帯が養育費の支払いを受けても母子世帯にとっては実質的には新たな収入とはならない。しかし、児童扶養手当全部支給額（月額）とほぼ同額である養育費（1世帯平均月額）42,008円<sup>103)</sup>を強制徴収できれば、その分国が従来支払ってきた多額の児童扶養手当支給額を削減することができ、その削減分を「ひとり親家庭」控除を適用した際に生じる減収分に充てることで費用負担の問題を解決することができる。

万一、それでも補いきれない場合は、将来社会を担っていく子どもたちを育成する子育て家庭を社会全体で支援するための「子育て費用の社会化」の一つとして、その不足分を国民が負担していくべきだと考える。

## 結びに代えて

本稿では、これまで寡婦控除規定の問題点を指摘し、「ひとり親家庭」控除導入<sup>104)</sup>を目的として各々検討を加えてきたわけだが、一方で、社会保障の充実により所得税法上の配慮をする必要はないとして控除規定自体の廃止を示唆する意見もある<sup>105)</sup>。しかし、税制面での社会保障ともいえる控除制度に代替する施策を整え実際に実現するまでは、依然として非婚母(父)子世帯は控除の適用対象とならないことで不利益を受け続けることに変わりはない。現行の寡婦控除規定の適用範囲を拡大・改正することで多くのひとり親世帯の経済的負担が緩和されるのであるならば、ライフスタイルが多様化し、個々人の選択に中立的な税制を構築する必要性<sup>106)</sup>が求められていることも踏まえ、せめて最善な施策が実現されるまでの期間であっても「ひとり親家庭」控除が早急に導入されることを願ってやまない。

1) 善積京子『婚外子の社会学』3頁(世界思想社、1993)参照。

2) 本稿では「非婚母子世帯」を「婚姻歴のない(=婚姻届提出経験のない)母親とその未成年の子のみで形成される世帯のうち、事実婚状態にある母子世帯を除いたもの」と定義する。なお、マスメディア等で多用される「未婚」には「未だ結婚していない」という結婚規範を前提とした価値判断が含まれているため、本稿においても統計上の数値等を使用する場合以外では、より価値中立的な「非婚」を用いることとする(湯澤直美「非婚母子家族の形成過程と社会的支援策の課題～社会福祉施設利用の非婚母子家族に焦点をあてて～」三本松政之(編)『立教大学コミュニティ福祉学部紀要 第1号』152頁(立教大学コミュニティ福祉学部研究センター、1999)参照。)

また、非婚で子どもを養育する母親を「非婚母」、死別・離婚し子どもを養育する母親を「死別・離婚母」と、以下表記するものとする。

3) このことは、例えば、1985年の児童扶養手当改正法案の新規認定分から非婚母を支給対象外とした規定や、婚外子が父親から認知を受けた場合に(養育費の支払いを受けてい



## 「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別（西本）

なくとも）同手当の支給対象外となる同法施行令の規定からもうかがい知ることができる。前者に関しては先送りに、後者に関しては平成10（1998）年に同法施行令改正により父の認知の有無に拘らず同手当の支給対象となった〔橋本宏子『シリーズ 女・あすに生きる 女性福祉学を学ぶ 自立と共生のために』134-136頁（ミネルヴァ書房、1996）、福田素生「第2章 児童扶養手当の現状と課題」日本社会保障法学会（編）『講座 社会保障法 第2巻 所得保障法』（法律文化社、2001）302-303頁参照。〕

また、その他、現在でも、一部自治体の条例で公営住宅入居者募集に際して母子世帯を優遇対象としながら婚姻歴の無い非婚母子世帯を除外したり〔日本海新聞2007/08/15 参照。〕、個人住民税においても前年度合計所得金額が125万円以下の場合に寡婦は非課税扱いだが非婚母は課税対象となる（地方税法第295条）〔碓井光明『要説 地方税のしくみと法』94頁（学陽書房、2001）参照。〕など、非婚母子世帯を差別する規定が残存する。

- 4) 本稿で使用する「寡婦」控除の示す寡婦概念は、税法上と行政・社会保障法上とはその扱いが異なることに留意する必要がある。税法上では、現に子どもを扶養する離婚又は死別歴のある母親及びその子どもが成人した後の母親など“かつて”母子世帯であった母親を含んだうえで「寡婦」控除と規定しているが、社会保障法・行政面における「寡婦」は、一般的に“かつて”母子世帯であった母親や離婚・死別した女性で扶養する子のないものとしている（財団法人 厚生統計協会（編）『国民の福祉の動向・厚生指標 臨時増刊・第54巻第12号 通巻第851号』64頁（財団法人 厚生統計協会、2007）参照。〕

本稿では税法上の制度である「寡婦」控除規定を取り上げることから、本稿上で表記する「寡婦」は税法上の寡婦概念に沿うものとし、なおかつ論点との関係から“かつて”母子世帯であった母親の概念を除外したうえで表記する。つまり、本稿における「寡婦」は「現に子どもを扶養する離婚・死別歴のある母親」を指し示すものである。

- 5) 裁判例に関しても、寡婦と寡夫の要件の不平等性が憲法14条違反にあたるか否かが争点となった事案があるのみである（最判平 7.12.15 税務訴訟資料214号765頁，最判 6.9.13 税務訴訟資料205号405頁）。
- 6) 「母子世帯数」を把握する際には、既存の官庁統計では母子世帯の定義が一律でない点に留意する必要がある。厚生労働省「国民生活基礎調査」では母子世帯を母親と20歳未満の未婚の子のみの世帯とする一方、同省「全国母子世帯等調査」では他の親族と同居している母子世帯まで含んでいるため、調査によって母子世帯数に大幅な違いが生じる（湯澤直美「日本における母子世帯の現代的態様と制度改革 ～ワークフェア型政策の特徴と課題～」河東仁（編）『立教大学コミュニティ福祉学部紀要第6号』50頁（立教大学コミュニティ福祉学部研究センター、2004）参照。〕

なお、第1節で掲載した数値は後者の調査によるものである。

- 7) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b01.html> (visited at 29/11/2007), 及び 厚生労働省 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-kou26/data15/h15boshil-1.xls> (visited at 15/01/2008) 参照。
- 8) 児童扶養手当は、母親が現に事実婚状態にある母子世帯には支給されない。
- 9) 未婚の母子世帯の児童扶養手当受給者数に関しては、厚生労働省 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/data18k/3-20.xls> (visited at 19/01/2008) を参照のこと。

- 10) 一般的には、「嫡出子」の対として「非嫡出子」という言い方がされているが、「嫡」の字には家を継ぐ正統な子という意味があり、「非嫡出子」には“正統でない子”という負の価値判断が含まれている(善積・前掲注1)16頁参照。)ため、本稿においても法律上の用語を使用する場合以外は「婚外子」と表記する。
- 11) 厚生労働省 <http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b15.html> (visited at 29/11/2007) 参照。
- 12) 厚生労働省 <http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/data18k/3-03.xls> (visited at 05/01/2008) 参照。
- 13) 母子世帯の低収入の原因は、子育てと世帯を養うだけの収入を稼ぐこととの両立の困難性に由来する。子育てをしながら働く母子世帯の母の多くがパートタイムを選択している〔厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b07.html> (visited at 29/11/2007) 参照のこと。但し、同調査における常用雇用者の定義は期間についてのみ規定されていることから、この中にも相当数の不安定雇用者が含まれているとの指摘もある(湯澤・前掲注6)54頁参照。)]が、男女間・正社員・非正規社員間〔詳しくは、橋本・前掲注3)33-41頁、内閣府 <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp-pl/wp-pl01/html/13201400.html> (visited at 05/01/2008)、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0329-1.html> (visited at 15/01/2008) を参照のこと。]での賃金格差が激しい状況下では家計を支えるだけの収入が得られない。また、近年の女性労働の急速な非正規化の進行〔詳しくは、湯澤・前掲注6)54頁参照のこと。]や母子世帯の高い完全失業率〔詳しくは、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/07/index.html> (visited at 15/01/2008) 参照のこと。]も低収入の要因といえる。
- 14) 貧困性が高くなると「貧困の世代的再生産」が生じ、貧困状態からの脱却が困難になるおそれがある〔詳しくは、青木紀「序章 貧困の世代的再生産の視点」第1章 貧困の世代的再生産の現状」青木紀(編)『明石ライブラリー52 現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』(明石書店, 2003)11頁-83頁を参照のこと。]。これに関しては、昨今の母子加算の段階的廃止や(一般低所得母子世帯にも影響を及ぼす)生活保護基準の引き下げの問題〔詳しくは、朝日新聞朝刊 2007/12/14参照のこと。]も関連すると思われる。
- 15) 詳しくは、社会保険庁 遺族年金 <http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi04.htm> (visited at 20/01/2008) を参照のこと。
- 16) なお、児童扶養手当について補足しておく、85年・02年の2度にわたる法改正等の結果、所得制限限度額の引き下げや支給額の2段階制の導入〔詳しくは、福田・前掲注3)318-319頁、橋本・前掲注3)130-132頁を参照のこと。]、扶養義務を負う男性の所得が一定額以上の場合の手当の支給停止〔詳しくは、福田・前掲注3)318-320頁参照のこと。但し、現在、事実上無期限に施行が延期されている。]、養育費の80%を所得計算に算入〔02年同法改正により、これまで所得計算に加えられていなかった養育費のうち80%を所得に参入して手当額を決定することになった(湯澤・前掲注6)47頁参照。)]、受給期間の限定〔詳しくは、朝日新聞朝刊 2007/11/16及び湯澤・前掲注6)47頁参照のこと。但し、与党PTは08年4月からの削減対象を受給期間が5年を超え就業意欲のない母親に限定して

「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別（西本）

現行の手当の半分に減額することを決定し、実質的に削減を凍結する政令改正を2007年内に行う予定にしている〔2007/11/17現在〕（朝日新聞朝刊 2007/10/22, 11/17参照。）など、生別母子世帯にとって低所得を補填する重要な所得保障でありながら、その切り下げ方針のために生別母子世帯にとっては厳しい現状となっている。

- 17) 年収130万円未満の場合は全部支給として月額41,720円が、年収130万円以上365万円未満の場合には一部支給として9,850～41,710円が支給されている（児童1人の場合）。
- 18) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b05.html> (visited at 29/11/2007) 参照。
- 19) NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 赤石千衣子「母子家庭の抱える現在の問題点」<http://www7.big.or.jp/~single-m/kaishoukai/sangiinn.html> (visited at 29/11/2007) 参照。
- 20) 厚生労働省・前掲注9) および同省・前掲注7) 参照。
- 21) 詳しくは、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b16.html> (visited at 29/11/2007) 参照のこと。
- 22) 養育費確保の手続的な負担軽減の観点から、平成15年に民事執行法の改正が行われた。詳しくは、財団法人厚生労働問題研究会（編）『厚生労働 平成18年7月号』47頁（財団法人厚生労働問題研究会，2006）参照のこと。
- 23) キャロリン＝ライト「第5章 イギリスから日本へ 非婚シングルマザーの体験」婚差会（編）『非婚の親と婚外子 差別なき明日に向かって』（青木書店，2004）89-90頁，善積京子「8 婚外出生と身分登録制度 日本・スウェーデン・アメリカの三国比較」善積京子（編）『非婚を生きたい 婚外子の差別を問う』（青木書店，1992）155頁，善積・前掲注1）242頁参照。
- 24) 島津良子「第1章 婚外子差別の現代的意味と戸籍制度」婚差会（編）『非婚の親と婚外子 差別なき明日に向かって』（青木書店，2004）168頁参照。
- 25) 日本労働研究機構『調査研究報告書 NO. 156 母子世帯の母への就業支援に関する研究』358頁，626頁（日本労働研究機構，2003）参照。
- 26) 日本労働研究機構・同上書208，406頁参照。
- 27) 湯澤・前掲注2）157-158頁参照。
- 28) 善積・前掲注1）34頁参照のこと。
- 29) 厚生労働省 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-kou25/data14/h14nyusho26.xls> (visited at 20/12/2007)，及び，<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/data-kou25/data9/h9nyusho26.xls> (visited at 20/12/2007) 参照。
- 30) 湯澤・前掲注2）154頁。
- 31) 「所得控除」とは、「所得税の課税標準である総所得金額，山林所得金額及び退職所得金額から，所得税率を適用する前の課税総所得金額，課税山林所得金額及び課税退職所得金額を算出するために控除される一定の控除項目」のことである。なお「課税標準から所得控除を控除した残額の課税所得金額に，税率表を適用した税額から一定の控除をするもの」が「税額控除」である（田中康男「所得控除の今日的意義 人的控除のあり方を中心として」15頁 <http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf> (visited

at 29/11/2007) 参照。)

- 32) 山内ススム『所得税法要説〔五訂版〕』373-374頁(税務経理協会, 2006) 参照。
- 33) 「戦争未亡人」の公式定義を見つけ出すことが出来なかったが、定義の一例として、川口恵美子『戦争未亡人 被害と加害のはざま』9頁(ドメス出版, 2003) を参照のこと。但し、本稿で扱う寡婦控除は法律上の妻にしか適用を認めていないため、国会等で使用された「戦争未亡人」は法律上の妻のみを指したものとして考える。
- 34) 創設目的に関しては、衆議院大蔵委員会25号昭和47年05月10日、参議院大蔵委員会32号昭和47年06月09日、衆議院予算委員会第2分科会1号昭和61年3月6日を参照した。
- 35) 田中・前掲注31) 19-20頁参照。
- 36) 税額控除から所得控除への変更理由を把握するに際しては、参議院大蔵委員会16号昭和41年03月30日、衆議院大蔵委員会14号昭和42年05月18日及び15号昭和42年05月19日を参照した。
- 37) 田中・前掲注31) 76-77頁参照。
- 38) 衆議院大蔵委員会5号平成元年03月23日参照。
- 39) 松尾みどり「4 非婚母子家庭と福祉行政」善積京子(編)『非婚を生きたい 婚外子の差別を問う』(青木書店, 1992) 71頁参照。
- 40) 京都市母子家庭等医療費支給条例第2条2項3号, 同条例施行規則第5条1項・2項2号参照。
- 41) 公営住宅法第16条, 同法施行令第1条3項ホを参照。
- 42) その他, 所得制限のある公営住宅の優先入居, 災害被害者に対する租税の減免等にも寡婦控除の影響が及ぶと思われる。
- 43) 児童扶養手当が関係する「非課税貯蓄制度(マル優)」「JR通勤定期の割引制度」にも間接的に影響を及ぼしていたものと考えられる(ゆうちょ銀行 <http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tetuzuki/hikazei/kj-tzk-hkz-index.html> (visited at 07/12/2007), 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 福祉支援課 母子高齢係「ひとり親家庭のしおり ひとり親家庭, 寡婦のみなさまへ」(平成18年5月) 参照。)
- 44) 母子世帯平均所得額が213万円であるため, 計算しやすい近似値として220万円と仮定した。
- 45) 本事例における給与所得控除額は84万円となる。詳しい計算方法は, 京都府 個人の府民税 <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600031.html> (visited at 30/11/2007) 参照のこと。
- 46) 所得税額は均等割額および所得割額の合算額によって決定されるが, 均等割は非/離婚母子世帯ともに一律であるため, ここでの差額は寡婦控除適用の可否で影響が生じる所得割の差額分として表記する。
- 47) 個人住民税(=府民税, 市民税) に関しても所得税と同様のため, ここでの差額も所得割の差額分として表記する。
- 48) 京都市情報館 保育所への入所について <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000002561.html> (visited at 19/01/2008) 参照。
- 49) 2007年度県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料表(全国保育団体連絡会/保育研究所(編)『保育白書 2007年版』211頁(ちいさいなかま社, 2007) を参照。

「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別（西本）

- 50) 女性短時間労働者の1時間あたりの所定内給与額が942円であることを参考にした（厚生労働省・前掲注13）参照。）。
- 51) 原口文子「第3章 家庭婦人問題と婦人福祉」那須宗一ほか（編）『家族病理学講座 第四巻 家族病理と家族福祉』（誠信書房，1981）159頁参照。
- 52) 具体的な法律に関しては，二宮周平『叢書民法総合判例研究 事実婚』128，132頁（一粒社，2002）参照のこと。
- 53) 児童福祉法規研究会『最新・児童福祉法母子及び寡婦福祉法母子保健法の解説』358頁（時事通信社，1999）参照。
- 54) 「家」制度に関しては，杉浦郁子「Q5 日本における結婚の歴史について教えてください。」杉浦郁子ほか『プロブレム Q&A パートナーシップ・生活と制度 [結婚, 事実婚, 同性婚]』（緑風出版，2007）31-32頁，二宮周平『家族法改正を考える』18頁（日本評論社，1993）参照のこと。
- 55) 善積・前掲注1）125頁，善積・前掲注23）139頁参照。
- 56) 明治民法には，婚姻成立の要件として戸主・親の同意（男子30歳・女子25歳まで）を要し，また，法定推定家督相続人同士の結婚は出来ないなど「家」制度を守るための封建的な要件が規定されていた（善積・前掲注1）85頁，二宮・前掲注52）2頁参照。）。
- 57) 善積京子『近代家族を超える 非法律婚カップルの声』261頁（青木書店，1997）参照。
- 58) 妾制度の変遷に関しては，大竹秀男『「家」と女性の歴史』247-252頁（弘文堂，1977），善積・前掲注23）139頁，島津良子「9 非婚の母とその子ども その歴史と現在」善積京子（編）『非婚を生きたい 婚外子の差別を問う』（青木書店，1992）179-180頁，杉浦・前掲注54）32頁参照のこと。

なお，当時の皇室典範第4条にも天皇の侍妃制があり（早川紀代「近代」関口裕子ほか『家族と結婚の歴史[新装版]』（森話社，2000）141，163頁参照。），これは妾制度の象徴的な存在であったともいえる。
- 59) たとえば，1879年（明治12）の刑法草案審査局の伺を検討して妾廃止を申しした法制局議案や内閣書記局議案がある（大竹・同上書250頁参照。）。
- 60) 森友義「5 事実婚と法的扶養」善積京子（編）『非婚を生きたい 婚外子の差別を問う』（青木書店，1992）82頁参照。
- 61) 榊原富士子ほか『結婚が変わる，家族が変わる 家族法・戸籍法 大改正のすすめ』172頁（日本評論社，1993）参照。
- 62) 扶養義務の規定の仕方は国によって様々であるが，日本のような広範囲の扶養義務を規定している国は先進諸国の中では見当たらない（榊原ほか・同上書175頁参照。）。各国の扶養義務の範囲に関しても同書254-255頁を参照のこと。
- 63) 榊原ほか・前掲注61）173頁参照。
- 64) 明治民法では夫の死後も嫁は夫の父母に仕えるものとして「去家」（戸籍から出ること）しない限り姻族関係は終了せず，しかも去家には婚家の戸主の同意も要した（榊原ほか・前掲注61）30-31頁参照。）。
- 65) 榊原ほか・前掲注61）30-31頁参照。

- 66) 姻族関係の発生は婚姻したことの法的効果であるため、婚姻という原因がなくなればその効果も同時に消滅しなければならないはずだ、との批判がある(榎原ほか・前掲注61) 30頁参照。)
- 67) 山下泰子ほか『法女性学への招待〔新版〕』69頁(有斐閣, 2000) 参照。
- 68) 金子宏『租税法〔第8版増補版〕』63頁(弘文堂, 2002) 参照。
- 69) 扶助料支給停止までの経緯に関しては、川口・前掲注33) 107-108頁、樽川典子『『未亡人』の誕生』社会福祉法人真生会 社会福祉研究所(編)『母子研究第22号』(社会福祉法人真生会 社会福祉研究所, 2002) 3-4頁を参照のこと。
- 70) 川口・前掲注33) 10頁、鹿野政直『戦争未亡人』朝日ジャーナル(編)『女の戦後史 昭和20年代』(朝日新聞社, 1984) 29頁参照。
- 71) 川口・前掲注33) 108頁。
- 72) 樽川・前掲注69) 10頁「母子戸別調査」参照。
- 73) 樽川・前掲注69) 8-9頁、鹿野・前掲注70) 36頁参照。
- 74) 未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議(参議院閣連資料) <http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60-shiryou/ketsugi/005-28-2.htm> (visited at 23/11/2007) 参照。
- 75) 戦時期の婚姻率は非常に高く、出生数も婚姻率の上昇に比例するかのよう増加している〔厚生労働省大臣官房統計情報部(編)『平成18年度 婚姻に関する統計 人口動態統計特殊報告』82頁(財団法人 厚生統計協会, 2007), 内閣府 <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01-honpen/html/07sh-dat0103.html> (visited at 29/11/2007) 参照。〕ことから、終戦後の日本では婚内子を持つ法律上の妻が多かったと推測される。
- 婚姻率・出生数増加の背景に関しては、湯沢雅彦『結婚観のうつり変わり』河合隼雄ほか『講座 現代・女の一生 3 結婚・恋愛』(岩波書店, 1985) 186頁、早川・前掲注58) 157-158頁を参照のこと。
- 76) 金子・前掲注68) 63頁参照。
- 77) 一例として、衆議院大蔵委員会19号昭和63年5月24日、及び参議院大蔵委員会16号昭和63年5月24日、2号昭和63年12月27日、10号平成元年6月21日など。
- 78) 例えば、衆議院大蔵委員会13号昭和56年3月20日、衆議院予算委員会第二分科会昭和61年3月6日、参議院厚生委員会10号平成5年5月13日など。
- 79) 樋口晟子『「家族」と「個人」の相克 平等再考』218-219頁(東北大学出版会, 2000) 参照のこと。
- 80) 厚生労働省・前掲注13) 参照。
- 81) 湯沢・前掲注6) 65頁。
- 82) 児童扶養手当制度は、国民皆年金体制(1959年)の一部である母子福祉年金制度を補充する形で導入されたため(福田・前掲注3) 314-315頁参照。), 寡婦控除規定が創設された1951年当時には存在していなかった。
- 83) 松尾・前掲注39) 71頁参照。
- 84) Claudia Scott(編)古郡鞠子(編訳)『女性と税制』7頁(東洋経済新報社, 1999)。
- 85) 自己決定権に関する詳細は、山田卓生『私事と自己決定』333-349頁(日本評論社, 1987)、佐藤幸治『日本国憲法と「自己決定権」 その根拠と性質をめぐって』西尾み

「寡婦」控除規定から見る非婚母子世帯への差別（西本）

ちみ（編）『法学教室11月号（NO.98）』（有斐閣，1988）6-20頁を参照のこと。

- 86) 佐藤・同上書15頁。
- 87) 二宮・前掲注54) 189-191頁参照。
- 88) 橋本・前掲注3) 139頁参照。
- 89) すべてのひとり親世帯に適用する「ひとり親家庭控除」への改正は、母子世帯の当事者団体である「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」からも要望が出ている（赤石・前掲注19) 参照。）。
- 90) 田中・前掲注31) 98頁参照。
- 91) 離婚・死別の男性（＝寡夫）の場合には、その者と生計を一にする子または扶養親族を有し且つ前年合計所得金額が500万円以下である場合に限って寡夫控除が受けられることになっており、しかも特定の寡婦控除のような規定が無いため、所得税で27万円、住民税で26万円のみ所得控除である（所得税法第2条1項31号，81条 同法施行令第11の2条，地方税法第292条1項12号，314条の2第1項8号）。
- 92) 厚生労働省・前掲注11参照。
- 93) ただ、父子世帯には児童扶養手当が支給されていないことを考えると、父子世帯の平均収入が高いことだけをもって特定の寡婦のような加算を行わないとするのには若干の問題もあるように思う。母子世帯の平均収入と同額またはそれ以下での生活を余儀なくさせている父子世帯には何らかの措置を行う必要があるかもしれない。
- 94) 簡易化したものであるが、所得控除および税額控除の関係式は以下の通り。  
{(総所得金額 - 所得控除) × 税率} - 税額控除 = 最終税額（水野忠恒「所得控除と憲法問題」日本税務研究センター（編）『所得控除の研究 日税研論集第52号』87頁（日本税務研究センター，2003）参照。）  
正確な所得税の計算構造は、山内・前掲注32) 32頁の図表を参照のこと。
- 95) 田中・前掲注31) 79頁，水野・同上書87頁参照。
- 96) 所得控除・税額控除の議論に関しては、田中・前掲注31) 79-80頁，水野・前掲注94) 87-88頁参照のこと。
- 97) 福田・前掲注3) 322-323頁参照。
- 98) スウェーデンの制度に関しては、善積京子「第3章 スウェーデンの婚外子と婚姻制度」婚差会（編）『非婚の親と婚外子 差別なき明日に向かって』（青木書店，2004）223-228頁，橋本・前掲注3) 137頁参照のこと。
- 99) アメリカの制度に関しては、橋本・前掲注3) 137頁参照のこと。
- 100) イギリスの制度に関しては、キャロリン＝ライト・前掲注23) 89-90頁参照のこと。
- 101) 2002年母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親は扶養義務の履行に努めること、及び国・地方自治体も扶養義務の履行確保のため広報その他適切な措置を講じるよう努めることが明記された（同法第5条）。しかし、父親が養育費を支払うよう法定化されても、あくまで「努力義務」にとどまるなら国や行政に支払いを命じる権利は無いため、その効果は疑問視されている（財団法人 厚生統計協会・前掲注4) 65頁，赤石・前掲注19) 参照。）。
- 102) 福田・前掲注3) 322-323頁参照。



- 103) 厚生労働省・前掲注21) 参照。
- 104) 「ひとり親家庭」控除導入に際しては、プライバシーの問題に配慮する必要がある。寡婦控除を受けようとする給与所得者は、現在、年末調整のため「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を自身の勤務先に提出することになっている。しかし、この申告書には離婚死別の別とその年月日、夫の生死不明事由、生計を一にする子の氏名及びその子の当該年中の所得見積額等を記入せねばならないため、寡婦控除を受ける女性は現在の家族形態やライフスタイルといったプライバシーを勤務先に晒さざるをえない(以上、望月爾教授にご教授していただいた問題点である)。そのため、「ひとり親家庭」控除の実施に際しては申告書のあり方を検討する必要がある。
- 105) その一例として、田中・前掲注31) 98頁参照のこと。ただし田中康男氏は、控除規定存続の余地を一面で認めていることに注意を払う必要がある。
- 106) 税制調査会 平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」7頁 <http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/top.html> (visited at 07/12/2007) 参照。